

令和7年7月31日

(一社) 山口県建築士事務所協会 御中

一般社団法人 山口県建設業協会

「やまぐちけんせつ小町の会」会員募集について（御案内）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会の運営に格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協会では、山口県内の建設企業に従事する女性の就労改善及び県内建設企業への女性入職を図り、ひいては県内建設産業を担う人材確保・育成を促進することを目的とし、令和6年6月に「やまぐちけんせつ小町の会」を発足いたしました。

この度、活動をより一層充実させるため、本協会の会員に限定せず、建設業に携わる女性の方ならどなたでもご参加いただける会といたしました。

つきましては、貴会会員企業へご周知いただき、この会へのご入会をご検討いただけますと幸いです。

ご入会のお申し込みは、随時受け付けておりますので、別紙の「入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

なお、会員の皆さまには会費のご負担はなく、活動にかかる経費は本協会が負担いたします。

何かご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・入会申込書
- ・「やまぐちけんせつ小町の会」規約

担当：杉井

TEL：083-922-0857

FAX：083-923-7101

MAIL：sugii@yamaken.or.jp

「やまぐちけんせつ小町の会」 入会申込書

企業名 _____
 担当者 _____
 連絡先 _____
 メールアドレス _____

ふりがな 氏 名		年 月 日 生
職 種		
技術職 or 事務職	※技術職か事務職かを御記入ください。	
電話番号		
連絡先 メールアドレス		

※必要枚数をコピーして御使用ください。

【提出先・お問合せ先】

(一社) 山口県建設業協会

担当：杉井

TEL：083-922-0857

FAX：083-923-7101

Mail：sugii@yamaken.or.jp

「やまぐちけんせつ小町の会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「やまぐちけんせつ小町の会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、所在地を山口県山口市中央四丁目5番16号山口県商工会館4階「一般社団法人山口県建設業協会（以下、協会という。）」に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、建設業に携わる女性のネットワークを構築し、山口県内の建設企業に従事する女性の就労環境改善及び県内建設企業への女性入職促進を図り、ひいては県内建設産業を担う人材の確保・育成を促進することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる検討及び取組を行う。

- (1) 女性の就労環境の改善に関すること。
- (2) 女性の入職促進に関すること。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第5条 山口県内の建設業に携わる者のうち、第3条の目的に賛同するものを以て会員とする。

(入会)

第6条 本会への入会は、別に定める入会申込書を会長に提出されたものを以て入会とする。

- 2 登録の内容に変更が生じた場合も前項の規定を準用するものとする。
- 3 会員は、やむを得ない理由等により休会とする必要が生じた場合、休会届を会長に提出し、それを以て休会を承認したものとする。

第4章 役員

(定数)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

(選出)

第8条 会長及び副会長は、総会において会員から選定するものとする。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在などのときは、その職務を代行する。

(任期)

第10条 会長及び副会長の任期は、2年を原則とする。

2 会長及び副会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員を以て構成する。

(機能)

第12条 総会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第13条 本会の運営のため、この規約を変更する必要がある場合は、会長が総会に諮って処理する。

第7章 経費

(経費)

第14条 本会の活動に要する経費は、協会が予算の範囲内で支弁する。

附則

1 役員は別紙のとおりとし、その任期は第10条の規定によるものとする。

2 この規約は、令和6年6月19日から施行する。

この規約は、令和7年6月17日から施行する。

別紙 役員名簿

会 長 梅澤 知栄（株式会社 技工団）

副会長 勢羅 満子（株式会社 ミヤベ）